

## 監査結果公表第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定による請求については、同条第 4 項の規定により監査を行なったので、その結果を次のとおり公表する。

平成 22 年 1 月 14 日

四日市市監査委員	伊藤 晃
同	松岡 光代
同	竹野 兼主
同	藤原まゆみ

### 第 1 請求の受付

#### 1 請求人

四日市市桜町在住 加藤 清助

#### 2 請求書の提出日

平成 21 年 11 月 17 日

#### 3 請求の内容

##### ( 1 ) 主張事実

##### 請求の対象者

上下水道事業管理者 塚田博、技術部長 川嶋日出男、管理部長 樋口和人、技術部次長 加藤秋雄、施設課長 水谷孝男、経営企画課長 加藤巧、及び市長 田中俊行

##### 請求の内容

ア 請求の対象者(以下、「対象者」という。)は、東員町神田土地改良区(以下、「改良区」という。)に対し、合理的な積算根拠のない協力費 2,067 万円を支払ったことにより、本件と類似する内部水源の取水協力費から積算した合理的説明ある金額である 429 万円との差額 1,638 万円の損害を生じせしめた。

イ 東員町神田土地改良区取水協力費(以下、「協力費」という。)は、四日市市水道事業会計予算・決算において、款：水道事業費用 項：営業費用 目：原水及び浄水費 節：補償費に神田取水協力費の名目で計上されている。

用語辞典等によると、地方公共団体の歳出予算科目における「補償費」とは、公務の執行により特定の者に財産上などの損害を与えた場合、その損害を償うために要する経費、あるいは一定の事項について要した費用を償う経費であるとされ、また、中には一定の事項について要した費用を補うという意味に用いられる場合もある」とされる。当局が取水「協力費」と呼ぼうと法的性格は変わらない。補償費は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」にもあるように金銭によって損失補償するものであり、未来永劫に継続され

るものではない。しかし、本事案の協力費は、補償費に計上しながらも、損失補償としてではなく、相手方である改良区の損失の内容、損失額の積算もなく協力費の金額を決定し支出している。

#### 違法・不当性

##### ア 支出の根拠が示されていない

地方財政法第 3 条「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」

同第 4 条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」

上記、法に照らして違法である。

##### イ 支出金額は不当に高額である

本件支出は、さかのぼれば昭和 42 年 10 月 30 日付けで四日市市水道事業管理者と改良区との契約書（以下、「当初契約」という。）及び覚書に基づき、以後契約の更新を繰り返して現在に至っている。

この契約書の中で「日銀卸売物価指数に著しい変動が生じた場合は協議の上更改することができる」と金額更改について記している。

しかるに、昭和 42 年契約では年額 200 万円であった「協力費」は以後、異常な高騰をしめし、本年契約に至っては上記のように 2,000 万円を超える金額となっている。

平成 21 年 9 月 8 日市議会一般質問に対する答弁で「日銀卸売物価指数に基づいて契約金額＝協力金が増してきた」との答弁があったが、後日、当局が示した卸売物価指数の推移と協力金の推移を見ても合理的説明を欠くものであり、その論拠をなしていない。

当局が唯一、金額更改のよりどころとする「日銀卸売物価指数の変動」に全く符合するものではなく、本年「協力金」支出金額の積算根拠を欠くものであり、同時に不当に高額である。

##### ウ 本件類似の取水協力費との比較について

本件と類似する内部水源における取水については「取水協力費」＝補償井戸の電気代及び施設管理補償費として、平成 20 年度で年額 142 万 9 千円を支払う同意書を四日市市上下水道事業管理者と当該自治会長 8 人と取り交わしている。この協力費の内訳は積算根拠が明快である。ちなみに、この内部水源からの水道用水取水量は日平均 1 万 m<sup>3</sup>とするとしている。

内部地区の取水は「協力費」として積算根拠を明快にして支出金額を算定しているのに対し、東員町の取水では「協力費」と言いながらまったく積算根拠も内訳も不明であり、違法・不当な公金の支出であることは明瞭である。

また、当該「協力費」とは別に平成 20 年度まで改良区に対し「電気代」が支払われ、同補償費に計上処理されている。平成 20 年度の電気代支出負担は 827,583 円となっており、平成 19 年度分も含め支出しているが、四日市市上

下水道局事務専決規程によると、補償金の支出については、50万円以上は部長決裁が必要となっているが、その支出決定がなく規程違反であった。

当該電気代の支払い根拠は、昭和48年8月9日付け覚書第5項によるものと解されるが、平成21年度の負担を中止した契約交渉さえ不透明である。

エ 以上のようなことから、四日市市水道事業会計から改良区に「協力金」(電気代を除く)として支出された金額は、昭和42年から平成21年度まで5億4,666万円に上り、一方、昭和48年からは東員町地内自治会への協力金も支出され、累計3億7,421万円に上っている。

四日市市は平成20年度4月から前年度比平均30%の下水道料金の値上げを行い、市民への負担増を求めた。一方で、違法・不当な協力金の支出を続けながら、市民に利用料金の値上げを行っていることは、市民に対する説明責任を欠くものであり、厳しい市財政に多大な損害を与えるものであり看過できない。

本件における損害額の算定について

第1に、日銀卸売物価指数の変動値に基づけば、平成7年時の算定額は368万円となる。さらにそれ以降の企業物価指数変動を加味すると、平成20年時の算定額は401万円となる。

第2に、類似水源地である内部水源の取水協力費と照らしてみた場合、内部は、日量1万 $\text{m}^3$ であり、神田は日量3万 $\text{m}^3$ であることから、内部取水協力費143万円の3倍相当額である429万円が合理的説明ある金額となる。

したがって、本件による損害額は、2,067万4千円と上記の算定額429万円との差額1,638万円と算出できる。

設置者である田中市長の責任について

本件に関わって、設置者である田中市長は、本年2月23日市議会本会議において次のように答弁している。

「ご質問の、平成21年度の取水協力費の予算につきましては、現在、相手方と協議中であることから、前年度予算額並みに仮置きしてありますが、今後は、水源再開発以来40年以上を経過し、社会状況や地下水への考え方が変化する中で、現時点で取水協力費としてどれぐらいの額が妥当かということを慎重に検討し、支払額を決定してまいります。」

しかるに、本年5月26日付け支出負担行為決定額は、違法、不当に高額なまま執行された事実がある。

#### (2) 措置要求

対象者が平成21年度水道事業会計において、改良区へ取水協力費として支出負担行為を決裁した2,067万4千円のうち、1,638万円を水道事業会計へ返還することを求める。

#### 4 請求の受理

本件請求について、平成21年11月26日に要件審査を行い、法第242条で規定す

る要件を具備しているものと認め、受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述から、市の財務会計上の行為として、平成21年5月26日付け支出負担行為決定を行った平成21年度東員町神田土地改良区取水協力費の支出行為を監査の対象事項とした。

### 2 監査対象部局

上下水道局技術部施設課（以下、「上下水道局」という。）を監査対象とした。

### 3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年12月15日に請求人の陳述の聴取を行った。

### 4 関係職員の陳述

平成21年12月15日に上下水道局事業管理者、技術部長、施設課長他3名から陳述の聴取を行った。

陳述に先立ち、平成21年12月3日に監査請求に対する弁明書1通が、陳述当日に補足書1通が提出された。

### 5 事実関係の確認

#### (1) 改良区との取水協力の経過

本市上下水道局における改良区に対する協力費の支払いは、水道局（当時）が三重県企業庁から当該水源を引き継ぎ、水道事業管理者が改良区と昭和42年10月30日に契約を締結したことに始まり、その後、交渉を繰り返し、下記のとおり契約を締結してきたものである。

	契約期間	契約金額（年額・円）
1	昭和42年10月30日～昭和43年3月31日	2,000,000
2	昭和43年4月1日～昭和46年3月31日	2,000,000
3	昭和46年4月1日～昭和49年3月31日	2,000,000
4	昭和49年4月1日～昭和52年3月31日	3,500,000
5	昭和52年4月1日～昭和55年3月31日	4,000,000
6	昭和55年4月1日～昭和58年3月31日	5,000,000
7	昭和58年4月1日～昭和61年3月31日	10,000,000
8	昭和61年4月1日～昭和62年3月31日	13,750,000
9	昭和62年4月1日～平成3年3月31日	62、63年度 14,000,000 平成元年度 14,500,000 平成2年度 15,000,000
10	平成3年4月1日～平成8年3月31日	17,500,000
11	平成8年4月1日～平成13年3月31日	20,200,000
12	平成13年4月1日～平成18年3月31日	23,230,000

13	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	23,230,000
14	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日	23,230,000
15	平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	22,068,500
16	平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日	20,674,000

契約は、平成 18 年度分以降は 1 年ごとに締結されているが、平成 17 年度以前は 3~5 年間の契約期間となっている。

## (2) 員弁水源系における主な水源開発の経緯

東員町に水源を求めた以降の主な経緯を、水道事業年報等を参照しながら整理すると次のとおりとなる。

昭和 42 年 10 月	改良区と当初契約及び覚書を締結
昭和 44 年 3 月	水道局が第 3 期拡張事業計画を樹立 水源として員弁川と朝明川周辺の地下水から、日量 35,000 m <sup>3</sup> を新規に開発
昭和 45 年 9 月	員弁水源の建設に着手(神田 2 号井工事着手)
昭和 46 年 3 月	水道局が第 3 期拡張事業計画を変更(第 1 次変更認可) 小牧水源を新設し、員弁水源の取水量を縮小
昭和 48 年 3 月	水道局が第 3 期拡張事業計画を変更(第 3 次変更認可) 近接する改良区及び東員町上水道水源への影響を考慮し、員弁水源の取水井の位置を変更(神田に計画していた 3 井のうち、1 井を長深へ変更)
昭和 48 年	神田取水場、長深取水場の建設に着手
昭和 48 年 8 月	水道局が改良区と神田用水補償工事にかかる覚書を締結
昭和 49 年 3 月	神田用水補償工事に係る用水井戸補給用の揚水施設竣工
昭和 49 年 6 月	神田取水場取水開始
昭和 50 年 4 月	長深取水場取水開始
昭和 54 年 1 月	水道局が第 3 期拡張事業計画を変更(第 4 次変更認可) 員弁水源を増強
昭和 55 年頃	山田集水池の水位が著しく低下したため、揚水が困難になった
昭和 57~59 年度	県営神田土地改良区用水施設改良事業の実施にあたり、水道局が改良区に対し地元負担分を助成
平成 3 年 4 月	県営北勢水道用水(三重用水系)受水開始 中上取水場の建設に着手
平成 4 年 11 月	水道局が改良区に山田集水池ポンプ駆動部の修繕費を助成
平成 8 年 4 月	中上取水場取水開始
平成 16 年 5 月	神田 2 号井取水停止

## (3) 平成 21 年度における協力費の支出について

請求人が返還を求める、平成 21 年度協力費の支払い経過は以下のとおりである。  
平成 21 年 5 月 26 日 本年度の改良区からの取水に関する契約(以下、「契約」)

という。)を締結

契約期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

契約金額 20,674,000 円 / 年

平成 21 年 5 月 26 日 支出負担行為書及び支払回議書を回議

支出科目は、款) 水道事業費用 項) 営業費用 目) 原水及び浄水費

節) 補償費 細節) 神田取水協力費

平成 21 年 6 月 1 日 審査・確認

平成 21 年 6 月 10 日 20,674,000 円を支払い

## 6 上下水道局の陳述

### (1) 東員町地内の取水場の概要について

員弁川左岸にある東員町大字山田地内には神田取水場として昭和 46 年に取得した神田 1 号井、昭和 43 年に取得した神田 2 号井の 2 箇所があるが、神田 2 号井は水質悪化のため現在は休止している。

員弁川右岸には同町大字長深地内に昭和 48 年に取得した長深取水場があり、大字中上地内には平成 3 年に取得した中上取水場がある。

平成 20 年度の上記 3 取水場の取水量実績は、年間 8,179,103 m<sup>3</sup>( 日量 22,409 m<sup>3</sup>) で市全体年間配水量 43,448,816 m<sup>3</sup>の約 19%( 最も多かった昭和 51 年度で市全体配水量の 23%) を占めている。

### (2) 東員町地内に取水場を建設した経緯について

昭和 35 年から始めた第 2 期拡張事業は 3 回の事業変更を行い実施したが、水の需要は市勢の発展に伴い年々上昇の一途をたどり、目標年次である昭和 45 年には最大給水量が計画数値を超えることが必至とみられた。これらに対応するため昭和 46 年以降の水源として県営用水である三重用水からの受水を見込んでいたが、昭和 55 年以降に延伸となる可能性が高くなったことから、代替水源の手当を早急に行うことが必要不可欠となった。そこで、市内での現有水源の能力増強を調査・検討したが、市内の河川規模が小さく困難であり、有効な手立てが見出せなかった。

こうした状況の下、改良区から水源の使用が認められていた三重県企業庁から水源の引継ぎを受け、行政区域外である東員町地内で水源を得ることができた。これは、本市の水問題が一挙に解決すると共に市民が待ち望んでいたことであった。

東員町地内の取水については、昭和 44 年から始まる第 3 期拡張事業の中に位置づけ、昭和 45 年に神田 2 号井、昭和 48 年に神田取水場( 神田 1 号井) の建設に着手した。当初は員弁川左岸で 3 箇所の井戸から取水する計画であったが、改良区の農業用水が近接し、取水が競合するため、1 箇所を員弁川右岸の長深地区で開発することで昭和 48 年に東員町と合意した。これにより、昭和 48 年に神田取水場( 神田 1 号井) から取水を開始し、続いて昭和 49 年に長深取水場、昭和 50 年に神田 2 号井から取水を開始した。

平成に入り、市の総合計画基本構想策定を受け、水道事業も計画給水人口 30 万 4 千人、計画最大給水量 19 万 1,300 m<sup>3</sup>/日とし、三重県企業庁からの三重用水受水を計画すると共に自己水源能力の拡大・見直しを図った。そして、平成 3 年、東員町と中上取水場の開発に合意し、平成 8 年から取水を開始し現在に至っている。

### (3) 取水協力費の推移について

本市の神田取水場に係る取水は、改良区の農業用水と同じ地下水脈から取水するという水資源の利用において競合関係にある。また、改良区は先行して水利権を有しており、その水源を使用する三重県企業庁は昭和 40 年 3 月 31 日から昭和 50 年 3 月 31 日まで改良区に対して年額 165 万円を支払うことを約していた。

改良区に対する取水協力費については、本市と改良区間の契約書に基づき、改良区に取水制限等をするための協力費として支払っている。つまり、当初契約から『本市が改良区の地域内において 1 日当たり 3 万 m<sup>3</sup>を取水し、改良区はかんがい期に限り農業用水として 1 日当たり 5 万 m<sup>3</sup>を取水する』と規定し、取水制限を課している。また、本市が継続して取水できるよう、昭和 42 年 10 月 30 日付け覚書において『当初契約事項について全面的に踏襲し、長期に延伸更改する』ことを約している。この規定に基づき、平成 21 年度まで両者の協議により契約を更改してきたものである。

協力費の金額については、三重県企業庁から水源を引き継いだ時点の当初契約において『一切の費用として年額 200 万円』とし、『日銀卸売物価指数に著しい変動があった場合は、申出により更改できる』と規定したものであった。しかしながら、契約更改時のいずれの協議においても、改良区が主導的な立場で大変厳しい内容の金額交渉となる場面があったようで、本市は水道水の安定供給の必要性からその金額交渉に応じざるを得ない立場にあった。協議は利水に係る金額交渉そのものであり、困難を極めるものであった。

本市は、協議の都度、日銀卸売物価指数を考え方の基本にしたいという強い姿勢で臨むものの、改良区からは具体的な提示がなされるなどしたようである。

その後、本市が昨今の社会情勢を考慮し、金額の値下げを度重なる交渉の中で強く要望したことにより、平成 18 年度分からの契約にあたっては金額の見直し協議が始まることとなった。その結果、値上がり続けてきた金額を平成 18、19 年度分は平成 17 年度分と同額の 2,323 万円に据え置き、平成 20 年度分は前年度の 5%減額の 2,206 万 8,500 円とする協議を成立させた。

そして、平成 21 年度分については、本市の契約取水量 1 日当たり 3 万 m<sup>3</sup>に対する前々年度の日平均取水量 26,701 m<sup>3</sup>の割合 89%を 2,323 万円に乗じた金額の 2,067 万 4 千円とすることで協議が成立し、平成 21 年 5 月 26 日に支出手続きを行ったものである。

### (4) 支出科目の考え方について

協力費は、本市の取水に伴い改良区との契約書第 1 条に『本市が改良区の地

域内において1日当たり3万m<sup>3</sup>を取水し、改良区はかんがい期に限り農業用水として1日当たり5万m<sup>3</sup>を取水する』と規定しているように、先行して利水していた改良区に対し取水制限等を課することの代償を目的として支払った。地方公営企業法施行規則第2条の2第1項の規定により、その支出目的に近い費用区分である『補償費』で予算執行したものである。

(5) 電気代の支出について

平成20年度まで支払っていた電気代は、昭和48年の覚書に基づき設置したポンプ設備の電気代であり、今年度以降については協議中である。

本市の新規取水井である神田取水場と改良区の既設取水井が近接しているため、先行して利水していた改良区の取水への影響を少なくする必要があった。このため、本市が神田取水場に隣接している山田集水池から改良区取水井に補給送水用として当該ポンプ設備を設置したものである。

(6) 内部地区における取水協力費との比較について

内部地区内には現在5井(うち1井休止中)があり、平成20年度の実績で年間3,811,234 m<sup>3</sup>、市全体年間配水量の約9%を占める。内部水源は昭和24年に国から無償貸与された山ノ手1~3号井に端を発するが、現在の水源は昭和36年から新たに開発を行ったものである。水源開発に伴い昭和36年11月30日付けで、内部川流域で日量1万5千m<sup>3</sup>を取水することの同意が、市長と内部地区連合自治会長、内部地区農業推進協議会会長との間で取り交わされたのに続き、将来かんがい用水に支障をきたした場合の覚書を昭和36年12月16日付けで取り交わした。

内部地区における取水協力費は、当時は自噴していた農業用井戸が、取水開始以降自噴しなくなったことから、昭和39年から44年にかけて行われたかんがい施設(井戸13箇所)工事の地元負担分の補償を、覚書に基づき行ったものであり、当初はかんがい施設の維持管理費として支払いを行ってきたが、平成19年度からは支払い根拠をより明確にするため、ポンプ設備の電気代及び巡回保守費用を支払っている。

よって内部地区に対しては取水制限等を課すものではないため、改良区の取水協力費と比較することは適切でない。

(7) まとめ

請求人は『平成21年5月26日付、支出負担行為決定は、違法、不当に高額なまま執行されたため、内部地区に対する協力費の算出に照らした額との差額1,638万円を返還せよ』と主張するが、改良区との金額交渉に応じなければ、改良区の取水協力が不可能な状況となり、東員町地内からの取水を停止するという最悪の事態に追い込まれるという可能性があった。

取水が不可能となることにより、本市の水需要に対し、東員町地内からの取水が全配水量の約19%(平成20年度実績)を占めている現状、自己水として市内の各水系からの取水のみでは賅えない実情があり、平常時の安定取水や渇水時の

水道用水の安定供給という公益が損なわれる可能性が大きい。また、県営用水との単価比較においても割安であり、地方公営企業として水道事業経営の柱である正当な利益（公共性と経済性の発揮の下、清浄にして豊富・低廉な水を供給すること）が害されることになる。また、市民の命の水を守り安定供給をしなければならないという水道事業の目的達成と円滑な執行に支障が生じる場合が想定され、ライフラインとしての公益が損なわれ、日常の給水に支障が生じる恐れも無いとは言えず、安定した水源確保のため努力した結果であった。

以上の経過により、本市と改良区の協議により成立した契約書を根拠とし、予算計上及び予算執行を適正に処理したものであるから、監査請求の要旨については否認し、棄却する旨の裁決を求める。

### 第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のように決定した。

本件請求のうち、技術部長 川嶋日出男、管理部長 樋口和人、技術部次長 加藤秋雄、施設課長 水谷孝男、経営企画課長 加藤巧、及び市長 田中俊行に対する請求は却下する。

また、上下水道事業管理者 塚田博に対する請求は棄却する。

以下、その理由について述べる。

#### 1 監査委員の判断

監査請求書及び請求人の陳述、関係職員の陳述並びに事実関係の確認に基づき、次の点を中心に判断する。

##### (1) 請求の対象者について

本件監査請求は、契約が地方財政法第3条、第4条に違反し、支出金額も不当に高額であるなどとして、上下水道事業管理者 塚田博、技術部長 川嶋日出男、管理部長 樋口和人、技術部次長 加藤秋雄、施設課長 水谷孝男、経営企画課長 加藤巧、及び設置者である市長 田中俊行に対し、金1,638万円の損失の賠償請求を求めるものである。しかし、最高裁判所昭和62年4月10日判決 昭和55年（行ツ）第157号によれば、損害賠償請求を求めうる者は、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている者及びその者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者に限られるところ、四日市市上下水道局事務専決規程によれば、補償費に係る支出負担行為の権限者は上下水道事業管理者である。また、支出命令についても上下水道事業管理者の決裁を受けている。

以上からその余の者は、本件監査請求の対象者となり得ないものである。よって、上下水道事業管理者 塚田博以外の者に対する監査請求は不適法であるので却下する。

(2) 次に、上下水道事業管理者 塚田博については、適法な請求であるので、理

由があるかないかを判断する。

#### 補償費の損失内容及び金額について

請求人は、取水協力費という名目で支払っているが、法的性格は補償費と同じであり、補償費であれば、改良区の損失内容、損失額の積算が必要であると指摘している。一方、上下水道局の陳述によると、本市が東員町地内で取水するにあたり、その地で先行取水していた改良区に協力を求め、契約書第1条で双方の取水に制限を課するものであり、損失補償にはあたらないが支出目的に近い費目である補償費の科目で支出したとしている。そこで、費目の性格と損失内容や積算根拠を示す必要が求められるか否かについて判断する。

まず費用の性格について、本件契約は、神田取水場において、先行取水していた改良区に協力を求め、改良区へはかんがい期に限り取水量を日量5万 $m^3$ に制限を課するとともに、市側は日量3万 $m^3$ という相当量の取水の権利を得ることを内容とした契約であり、権利の制限と取水枠取得の代償を内容とする協力費の性格は補償費であるといえる。したがって、予算計上科目は地方公営企業法施行規則第2条の2に違反するものではない。

また、損失内容や積算根拠を示す必要性については、本件契約は水の売買のような積算可能な内容のものではなく、上記に示すような権利の制限や取得を内容とするものであることから、上下水道局も前述のように損失内容や損失額の積算根拠を示すことは困難であったと考えられる。また、改良区にも積算根拠を示して交渉しなければならないという法的義務ではなく、したがって、必ずしも当該補償費の支出が直ちに違法となるものとはいえない。取水協力費の支出根拠と金額の不当性について

請求人は、地方財政法第3条で規定する「合理的な基準で予算に計上しなければならない」、第4条で規定する「その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならない」との条項に照らしてみると、この取水協力費については合理的な根拠がなければ、違法な支出であると指摘している。一方、上下水道局からは、契約金額は交渉によって決定し、契約書や覚書を交わして、適正な支払い手続きを行ったとの陳述があった。そこでまず、取水協力費を支払う理由が合理的かを判断する。

神田取水場は、先行して利水を行っていた改良区の農業用水と同じ地下水脈から取水し、水資源の利用が競合関係にある中で、改良区に対しかんがい期に限り取水量を日量5万 $m^3$ とする制限を課するとともに、日量3万 $m^3$ という相当量の取水の権利を得るための契約を行ってきた。でも指摘したとおりこの経過において、積算根拠を求めるのは困難であったと判断できる。

また、取水協力が得られない場合、東員町地内からの取水が大きなウェイトを占めている現状において、市内の水源からの取水のみでは賄えない実情があることから、水道水の安定供給という公益目的や、地方公営企業として

水道事業経営の柱である正当な利益が害されるという重大な要因を背景としており、その積算根拠を先方に要求することは困難であったと考えられる。こうした中での値上げ要求に対し、上下水道局側が交渉を重ねた結果合意決定した金額であり、合理的な基準で予算計上されたものと判断すべきである。

さらに金額の正当性についてであるが、当初契約以来相当の年数が経過した今日、社会情勢も変化してきていることから、平成 17 年度より契約金額の改定について取水協力費の見直しの働きかけを行い、平成 20 年度においては 5%の減額、平成 21 年度には取水量見合いでの契約への見直しを図った。今後も契約金額の根拠づけを行い、市民に説明責任を果たす金額で契約を締結できるよう努力していきたいとの陳述があった。

この契約金額については、継続して交渉努力を重ねてきた結果の金額であり、また、議会の議決を経た所要額の予算計上であるところから、不当に高額な金額であるとは言いがたい。

以上のことから、取水協力費を支払う理由については、必ずしも不合理とまでは言うことはできず、請求人が指摘する事実には理由がないものと判断される。

### (3) 損失額の算定について

請求人は、契約金額の上昇は理解するものの、上下水道局側も理解しているように契約書に記された日銀卸売物価指数に基づいた契約がなされていないことや、内部地区の取水協力費との比較で不当に高額な支出であると指摘している。一方、上下水道局の陳述によると、日銀卸売物価指数に沿った契約を行っていないとの指摘及び内部地区との金額比較は共に適切でないとの反論があった。そこで、損失額の算定方法の妥当性を検討する。

まず、日銀卸売物価指数の件については、当初契約から平成 17 年度までの間の契約書の条文において、協力費の年額が「日銀卸売物価指数に著しい変動が生じた場合は、(中略)甲、乙協議のうえ、更改することができる」と規定されているが、実際には、前述した内容で、双方協議のうえ契約金額が決定されており、必ずしも日銀卸売物価指数に連動した改定はなされていないと判断される。すなわち、上下水道局側は、日銀卸売物価指数を考え方の基本にして交渉に臨むものの、実際には相手方からの額を提示しての値上げ要求を受け、厳しいやり取りがあったことがうかがわれる。また、本件契約は年限を定めている契約であり、その契約書内に定められた日銀卸売物価指数の変動により契約額を見直す条項については、契約期間内に著しい物価変動があった場合において、日銀卸売物価指数に基づき契約額を見直すとの趣旨であると解される。

加えて、請求者が損失額の根拠としている内部水源に係る補償費についても、当初自噴していた農業用井戸が自噴しなくなったことから、揚水ポンプ設備を補償し、その電気代及び巡回保守費用を支払っているものであり、取水に対して制限を課している改良区のケースとは事案を異にし、その比較を行うことは

必ずしも適当ではないものと判断される。

(2)(3)のことより、平成21年度水道事業会計に係る東員町神田土地改良区取水協力費の上下水道事業管理者が行った支出負担行為に関しては、違法性又は不当性は認められず、本件請求の各項目は理由がないものと判断し、棄却する。

## 2 附言

- (1) 今回の取水協力費の支出については、過去の交渉記録の内容から判断すると、契約金額は改良区の要求に基づく金額のもとに交渉によって決められており、したがって、積算の根拠は明記されていない。このことに関しては、多くの事由は理解できるが、今後は積算根拠などをより明確にし、市民に理解を得られるよう努められたい。
- (2) 貴重な水源として協力を受けている東員町及び改良区との間で、永きにわたり上下水道局職員の懸命な努力によりこれまでに築いてきた関係を無にすることなく、良好な協力関係を継続し、水道事業としての使命を果たしていくことをあわせて要望する。